

兵庫県稲美町農業委員会
令和3年4月定例会会議録

- 1 開催日時 令和3年4月26日（月）13時30分～14時30分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 審議結果
報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（1件）
議案第5号「非農地証明交付申請の承認について」⇒承認（1件）
議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」
⇒許可（3件）
議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（1件）
議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
議案第9号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」
⇒同意
- 4 出席委員（14名）
1番・山本恵洋 2番・福田正人 3番・丸山治正 4番・福田 修
5番・坂本英正 6番・大西寿々代 7番・藤本勝彦 8番・丸尾信夫
9番・久保敬治 10番・大西純子 11番・鳴瀬敏雄 12番・松尾芳夫
13番・大村信介 14番・高橋秀一
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人
3番・丸山治正 委員 4番・福田 修 委員
- 8 議 事
事務局： 定刻が参りましたので、ただいまから令和3年4月定例会を開会いたします。
開会にあたり、稲美町農業委員会会長高橋が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には、「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席ですので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、3番・丸山治正委員、4番・福田修委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第1号及び議案第5号～第9号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町国岡四丁目(国岡北交差点西)

地 目：田

転用面積：334㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：町内在住者

譲受人：不動産取引業者

転用目的：分譲住宅用地 2戸

土地利用計画：造成工事を行い、注文住宅及び建売住宅を建築。申請地
北側に水路あり、農地に隣接しない。

専決処理：令和3年3月16日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございますか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動
を伴う分譲住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として既に令和3
年3月16日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願
います。

議長：それでは、議案第5号「非農地証明交付申請の承認について」を議
題といたします。申請件数は1件です。
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町草谷字川北 (草谷公民館西)

地目：畑(現況 雑種地)

面積：621㎡

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

昭和60年頃から、自家用駐車場、農機具置場及び庭用地、
北側公道からの進入路として利用してきた。申請地は東が申請
人の居宅、北、西が公道、南は水路。国土交通省国土地理院が
昭和60年12月3日に撮影した航空写真により確認。

議長：「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願
います。

事務局：地元最適化推進委員は山口委員です。申請地は申請者の居宅地に隣
接した土地で、農地と接しておらず、農業用水に影響は無い。また、
排水施設も完備されたおり、承認しても周辺道路等への影響はないと
の報告書が提出されています。

議長：「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局：令和3年4月21日13時30分～16時45分までの間、13番・
大村信介農地担当副会長補佐、1番・山本恵洋委員、8番・丸尾信夫
委員及び事務局2人の5名で、申請地の現地調査を実施しました。
担当委員から調査結果を報告願います。

13番・大村委員： 申請地は農地と接しておらず、排水設備もあるので、承認しても周辺の農地や道路への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございますか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。
申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定します。

議長： それでは、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は3件です。

「番号1」「番号2」は、譲受人が同じですので一括審議にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長： 異議なしと認めます。

「番号1」「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町中一色字青の井（見谷橋東、曇川南）

地目： 田

面積： 637㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元農家

譲受人： 地元兼業農家（元小作権者で合意解約済み）

所有する農機具： トラクター・田植機・軽トラック 各1台など

栽培作物： 水稻、露地野菜。譲受地は水稻。

「番号2」

所在： 稲美町北山字金守山（見谷山バス停東）

地目： 畑

面積： 424㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町外在住所有者

譲受人： 地元兼業農家（元小作権者で合意解約済み）

所有する農機具、栽培作物 は、「番号1」と同じ。譲受地は露地野

菜。

議長： 「番号1」及び「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本川委員です。「番号1」は、申請地1筆と隣接する譲受人所有の農地3筆で2反強の一体利用。現在は営農組合が麦を植えていますが、水管理や草刈りは従来から譲受人が行っています。「番号2」は、従来から譲受人が自家野菜等を栽培しています。許可しても耕作状況に変化はないので、問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」及び「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

13番・大村委員： 申請地「番号1」「番号2」は、従来から譲受人が管理しており、これからも譲受人が変わらず耕作する計画ですので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございますか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」及び「番号2」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」及び「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町岡字出新田	田	1, 589 m ²
	田	1, 099 m ²
	田	694 m ²
	田	863 m ²
	田	1, 697 m ²
5筆 合計		5, 942 m ² (岡交差点北)

移動する権利：所有権

譲渡人：地元農家

譲受人：地元大規模農家

所有する農機具：トラクター、田植機 各1台

栽培作物：白菜、水稻、スイートコーンなど（買受地はキャベツ）

議長： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は藤原委員です。申請地は現在営農組合が麦を植えていますが、これからは譲受人が野菜の栽培を行う計画です。譲受人は近隣の農地で大規模に耕作しており、許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

13番・大村委員： 譲受人は所有農地をきちんと管理されていますので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございますか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町加古字上新田前	田	9 7 2 m ²
	田	1, 3 0 2 m ²
	田	1 3 m ²
	田	9.17m ²

4筆合計 2, 2 9 6.17m²（稲美郵便局東）

「旧加古村役場跡周辺地区」地区計画のA街区（県道大久保稲美加古川線沿道30m）及びB街区区域。住宅、兼用住宅などの建築が可。店舗、飲食店、事務所は条件付で可。都市計画法第29条の開発行為許可申請中。

移動する権利：所有権

譲渡人：地元農家及び県外居住者の共有、地元在住者、県外居住者

譲受人：不動産業者

転用目的：宅地造成（店舗及び駐車場）

土地利用計画：周囲はL型擁壁設置し、北側県道高さまで造成する。汚水は北側県道敷設の污水管へ。雨水は申請地南辺2箇所に柵を設け南側水路に放流。開発区域内の水路は払下げを受ける予定。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は西川委員です。申請地は、北が県道、西が郵便局に接しています。東・南は給排水溝を挟んで農地になっています。転用しても周辺農地には影響は無いとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

1番・山本委員： 申請地は農地との間に水路があり、転用しても農地への影響はないと思います。また、利用計画においても上下水道、雨水排水の計画があり、問題ないと思われれます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございますか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移動について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移動が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）：14件

利用権を設定する申請者（貸付者）：15件

申請筆数：26筆

申請面積：30,581㎡

「明細」

利用権を設定する申請者（借受者）：13件

利用権を設定する申請者（貸付者）：13件

申請筆数：20筆

申請面積：25,299㎡

借受理由：経営移譲1件、他は経営規模拡大

貸付理由：高齢による耕作困難5件、兼業による労力不足4件、遠距離等による耕作不便3件、経営移譲1件

「明細（農地バンク）」

利用権を設定する申請者（借受者）：1件

利用権を設定する申請者（農地バンク）：1件

利用権を設定する申請者（貸付者）：2件

申請筆数：6筆

申請面積：5,282㎡ 全て新規利用集積

借受者は建築関係事業の他、農業事業として三木にライセンスセンターを所有し米を販売したり、野菜の栽培出荷を行っている法人。

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 調査をお願いした農地最適化推進委員は西川委員、岡本委員、岩本委員、松原委員、大住委員、大西敏晴委員、藤原委員、二杉委員です。いずれも問題ないとの報告をいただいています。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございますか。
（意見、質問なし）

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。
議案第8号「農用地利用集積計画の決定」について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長： それでは、議案第9号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。稲美町長より意見を求められている件数は、9件です。
それでは、「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 「番号1」について説明をする前に、農業振興地域整備計画の変更について全体的な説明を申し上げます。

「農業振興地域の整備に関する法律」では、兵庫県知事が「農業振興地域」を指定し、稲美町長が「農用地区域」を定めることとなっています。農用地区域は原則として農地転用が禁止されていま

す。計画変更（除外）については、令和2年10月に産業課が申請を受け付けたもので、加古川農林水産振興事務所に事前相談し、同意する旨の回答を得ています。次の段階として、農業委員会・各土地改良区・JAといった関係機関の意見を聴取し、計画の縦覧、異議申出の受付などを経て、計画の変更が決定します。その後転用が可能となります。

今回の申請は、9件、5,106.54㎡です。土地利用計画は除外申請時の計画であり、転用の許可申請の際には若干変更になることがあります。また農地区分につきましては、稲美町農業委員会事務局としては、全て第2種農地で許可見込みがあるものと判断しております。

「番号1」

区 域：加古-2

所 在：稲美町加古字上新田東 田 800㎡

田 1,141㎡

2筆合計 1,941㎡（上新田集落の中心）

転用目的：自治会公共施設

申出者：地元自治会

土地利用計画：北側道路高さまで地上げして、駐車場とグラウンドを整備する。出入口は水路に橋掛けする。トイレの汚水は北側町道に既設の下水管へ。雨水は自然透過の見込み。

議 長： 小委員会から現地調査結果を報告願います。

1番・山本委員： 上新田集落の中心に位置し、除外後転用しても周辺農地の耕作に問題はないと思いますので、除外を認めてもよいと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方でご意見・ご質問はございますか。

（意見、質問なし）

議 長： 委員方から意見・質問はございませんので、採決いたします。「番号1」を農業振興地域の農用地から除外することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員挙手ですので、「番号1」を除外することに、異議なく同意いたします。

それでは、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

区 域：母里－2

所 在：稲美町印南字上場 田

登記簿面積1, 258㎡のうち470㎡

(手中池小出しの池跡の東)

転用目的：分家住宅

申出者：土地所有者

土地利用計画： 東側道路高さまで地上げする。出入りは東。農地の水はけをよくするために設けている排水のため水路は残し、橋掛けする計画。北側はパイプラインの敷地がある。本家は一軒挟んだ西。

議 長： 小委員会から現地調査結果を報告願います。

1番・山本委員： 申請は、農地の一部を除外するもので、農用地として残る南側への給水が無くなるように見受けられます。給水バルブの移設または新設をするのであれば、除外を認めてもよいと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方でご意見・ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議 長： 委員方から意見・質問はございませんので、採決いたします。「番号2」を農業振興地域の農用地から除外することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員挙手ですので、「番号2」を除外することについては、給水の確保を条件に、同意することといたします。

それでは、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

区 域：天満－1

所 在：稲美町中一色字中岡 田 407㎡

(花園池東、加古川市の市街化区域と接する)

転用目的：土地所有者の息子の分家住宅

申出者：土地所有者

土地利用計画： 北側道路高さまで地上げする。申請地は稲美町と加古川市の境界で、上下水道は加古川市から。東側農地は申出者の所有。南に用水路有。

議長： 小委員会から現地調査結果を報告願います。

1番・山本委員： 除外転用しても給排水で周辺農地に影響はないと思いますので、除外を認めてもよいと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方でご意見・ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議長： 委員方から意見・質問はございませんので、採決いたします。「番号3」を農業振興地域の農用地から除外することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員挙手ですので、「番号3」を除外することに、異議なく同意いたします。

それでは、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

区域：天満-4

所在：稲美町岡字西 田 (天満大池北池東)

登記簿面積1,679㎡のうち300㎡

転用目的：農家住宅

申出者：土地所有者

土地利用計画： 天満大池バイパスの収用による移転。申請地は申出者の住む集落内にある。東側町道まで地上げする。南・西境界は斜面仕上げ。農用地として残る農地への侵入路は確保する。南に隣接する農地は「番号5」「番号6」「番号7」で除外申請が出ている。

議長： 小委員会から現地調査結果を報告願います。

8番・丸尾委員： 除外転用しても周辺農地に影響は無いと思いますので、除外を認めてもよいと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方でご意見・ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議長： 委員方から意見・質問はございませんので、採決いたします。「番号4」を農業振興地域の農用地から除外することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員挙手ですので、「番号4」を除外することに、異議なく同意いたします。

次に、「番号5」「番号6」「番号7」は、申出者が同じで、1筆を3つの目的で使用する申請ですので、一括審議にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしと認めます。

「番号5」「番号6」「番号7」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号5」

区 域：天満－4

所 在：稲美町岡字西 田 (天満大池北池東)

登記簿面積1, 172㎡のうち 499.90㎡

転用目的：住宅及び事務所。天満大池バイパスの収用による移転。

「番号6」

所 在：稲美町岡字西 田

登記簿面積1, 172㎡のうち 400.33㎡

転用目的：自家用及び来客用の露天駐車場

「番号7」

所 在：稲美町岡字西 田

登記簿面積1, 172㎡のうち 272.31㎡

転用目的：農業用倉庫兼資材置場

「番号5」「番号6」「番号7」申請面積の合計 1, 172.54㎡

申出者：土地所有者

土地利用計画： 東側町道まで地上げする。申請地東にある水路は埋設管に変更する。

議長： 小委員会から現地調査結果を報告願います。

8番・丸尾委員： 除外転用の計画は周辺農地への影響はないと思いますので、除外を認めても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方でご意見・ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議長： 委員方から意見・質問はございませんので、採決いたします。「番号5」「番号6」「番号7」を農業振興地域の農用地から除外することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員挙手ですので、「番号5」「番号6」「番号7」を除外するこ

とに、異議なく同意いたします。

それでは、「番号8」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号8」

区 域：天満－4

所 在：稲美町岡字西 田

登記簿面積1, 331㎡ のうち 492㎡
(新仏池北西)

転用目的：住宅。天満大池バイパスの収用による移転。

土地利用計画： 申請地は、申出者の居住する集落の南端。西側町道高さまで地上げする。東・南は擁壁する。農用地として残る農地への侵入路は確保する。

申出者：土地所有者

議 長： 小委員会から現地調査結果を報告願います。

8番・丸尾委員： 除外転用の計画は周辺農地への影響は無いと思いますので、除外を認めてもよいと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方でご意見・ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議 長： 委員方から意見・質問はございませんので、採決いたします。「番号8」を農業振興地域の農用地から除外することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員挙手ですので、「番号8」を除外することに、異議なく同意いたします。

それでは、「番号9」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号9」

区 域：天満－5

所 在：稲美町六分一字赤坂 田

登記簿面積1, 049㎡ のうち 324㎡ (六分一集
落の北端)

転用目的：土地所有者の息子の分家住宅

土地利用計画： 本家は200mほど南。西側町道高さまで地上げする。水路に橋架けして出入りする。北側は擁壁。

申出者：土地所有者の息子

議長： 小委員会から現地調査結果を報告願います。

8番・丸尾委員： 除外転用の計画は農用地として残る農地への影響はないと思いますので、除外を認めても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方でご意見・ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議長： 委員方から意見・質問はございませんので、採決いたします。「番号9」を農業振興地域の農用地から除外することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員挙手ですので、「番号9」を除外することに、異議なく同意いたします。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和3年4月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和3年4月26日

議長 高橋 秀一

委員 丸山 治正

委員 福田 修